

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

株式会社ホクトーモータースとの合併について

2020 年 1 月 10 日

株式会社グッドスピード

2020年1月10日

株式会社グッドスピード  
代表取締役社長 加藤久統

株式会社グッドスピード（以下「当社」といいます。）は、株式会社ホクトーモータースを消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条の定めに従い、次のとおり本合併に係る事項を記載した書面を備え置きます。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

吸収合併消滅会社である株式会社ホクトーモータースは、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社ホクトーモータースは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社ホクトーモータースは新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社である株式会社ホクトーモータースは、2019年11月22日付で官報に公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

当社に対して本合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は2019年11月22日付の電子公告により、その株主に対しての所定の事項を公告しましたが、所定の期間内に株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は2019年11月22日付の官報及び電子公告において債権者に対し異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社ホクトモーターズからその権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

法定の期間内に行う予定であります。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に関する事前開示書面

2019年10月18日

株式会社ホクトーモータース  
代表取締役 蟹江義海

株式会社ホクトーモータースは、2020年1月1日を合併期日として、株式会社グッドスピードを吸収合併存続会社、株式会社ホクトーモータースを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定める事項は以下のとおりであります。

### 1. 吸収合併契約の内容

本件吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりであります。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

株式会社ホクトーモータースは吸収合併存続会社である株式会社グッドスピードの完全子会社ですので、対価の交付はありません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はございません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はございません。

### 5. 計算書類等に関する事項

#### (1) 吸収合併存続会社

##### ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社である株式会社グッドスピードの最終事業年度の計算書類等は、別紙2のとおりであります。

##### ②最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

(株式取得による会社等の買収)

株式会社グッドスピードは、2019年9月30日開催の取締役会において、株式会社ホクトーモータースの全株式を取得し、完全子会社化することを決議いたしました。また同日株式譲渡契約を締結し、当該譲渡契約に基づき、2019年10月1日に株式会社ホクトーモータースの全株式を取得しております。

#### (合併)

株式会社グッドスピードは、2019年10月16日開催の取締役会において、完全子会社である株式会社ホクトモーターズを2020年1月1日付で吸収合併することを決議いたしました。

#### (新規事業の開始)

株式会社グッドスピードは、「新ジャンル販売店」としてBMW Motorradのディーラーをオープンし、新たな顧客層の開拓を行うため、2019年10月31日開催の取締役会において、新規事業の開始を決議いたしました。

#### (株式分割)

株式会社グッドスピードは、2019年11月13日開催の取締役会において、株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をいたしました。分割の内容は、2019年12月31日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式を普通株式1株につき2株の割合をもって分割するものであります。

#### (新株予約権（ストック・オプション）の発行)

株式会社グッドスピードは、2019年11月13日開催の取締役会において、従業員に対し、新株予約権の割り当てを行う旨の決議をいたしました。

新株予約権の割当日	2019年12月27日
新株予約権の数	1,225個
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式12,250株（新株予約権1個当たり10株） *2020年1月1日付株式分割（普通株式1株につき2株）により24,500株となります。
新株予約権の行使に際しての払い込み金額	1,525円 *2020年1月1日付株式分割（普通株式1株につき2株）を考慮しております
新株予約権の行使期間	2022年1月1日から2027年12月31日まで

#### (資金の借入)

株式会社グッドスピードは、2019年11月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり借入れを予定しております。

##### 1. 資金使途

愛知県東海市に出店予定のMEGA専門店に係る設備資金

##### 2. 借入先の名称

株式会社三井住友銀行

##### 3. 借入金額

740百万円

4. 借入金利  
市場金利に連動した変動金利
5. 借入実行日（予定）  
2020年5月
6. 借入期間  
3年間
7. 担保提供資産又は保証の内容  
無し

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象  
該当事項はありません。

6. 効力発生日以後における債務

本件吸収合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、吸収合併存続会社の本吸収合併後の事業活動において吸収合併存続会社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。よって本吸収合併が効力を生ずる日以後における債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

## 合併契約書

株式会社グッドスピード（以下、甲という）と株式会社ホクトモータース（以下、乙という）とは、両者の合併に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号と住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社グッドスピード

住所：名古屋市東区泉2丁目28番23号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社ホクトモータース

住所：名古屋市天白区井の森町24

第2条 甲は合併に際して、乙の株主に対して株式を発行しないものとする。

第3条 甲は合併に際して、資本金額を増加しないものとする。

第4条 合併に伴い甲は、引渡日現在において乙が雇用している従業員を、引渡日をもって甲の従業員として引き継いで雇用するものとする。

第5条 合併期日は、令和2年1月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは甲乙協議してこれを変更することができる。

第6条 甲及び乙は、本契約締結後合併期日に至るまで、善良な管理者としての注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ、一切の財産を管理、運営するものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議して合意の上、これを実行する。

第7条 本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災事変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条 甲及び乙は、本合併契約書につき承認を得るため、令和元年12月31日までに甲は株主総会、乙は取締役の承認を得るものとする。

第9条 本契約は、第8条に定める甲及び乙の承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

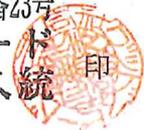
第10条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙各々記名押印の上、甲が本書を保有し、乙はその写しを保有する。

令和元年10月16日

甲

〒461-0001 名古屋市東区泉二丁目28番23号  
株式会社グッドスピード  
代表取締役 加藤 久統



乙

名古屋市天白区井の森町24  
株式会社赤外線モータース  
代表取締役 蟹江 義海



(提供書面)

## 事業報告

(平成30年10月1日から  
令和元年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復傾向にあるものの、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響により、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、平成30年10月から令和元年9月までの国内中古車登録台数は3,897,494台（前期比102.5%）と前年を上回る結果となりました。

（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような状況の下、当社におきましては、東海地方のドミナント方式による専門店の出店を積極的に進め、平成30年12月に愛知県大府市に当社初の自動車買取専門店として「グッドスピード大府有松インター買取専門店」、平成31年2月に岐阜県大垣市に「グッドスピードMEGA 大垣店」、令和元年8月に愛知県知立市に「グッドスピードMEGASUV 知立店」、愛知県小牧市に「グッドスピード小牧BPセンター」をオープンするなど、中古車販売における小売販売の拡大及び自動車買取や整備・钣金、レンタカーサービス、保険代理店サービスを強化し、顧客の車に関する需要に対し、ワンストップでサービスを提供できる体制作りを積極的に進めてまいりました。

その結果、当事業年度における売上高は32,393百万円（前期比42.4%増）、営業利益は405百万円（前期比102.1%増）、経常利益は318百万円（前期比113.1%増）、当期純利益は193百万円（前期比111.8%増）となりました。

なお、当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスごとの業績の内容を記載しており、セグメントごとの記載はしていません。

サービスごとの状況は次のとおりであります。

(自動車販売関連)

愛知県大府市に「グッドスピード大府有松インター買取専門店」、岐阜県大垣市に「グッドスピードMEGA 大垣店」、愛知県知立市に「グッドスピードMEGASUV 知立店」を出店したことにより、当事業年度末の店舗数は19店舗となりました。また、小売販売台数は、10,151台と創業以来初めて10,000台を超えることができました。

高品質かつ顧客ニーズにマッチした良質な車両の厳選仕入を行ったことに加え、新店舗3店の出店により、当事業年度における売上高は31,069百万円（前期比42.0%増）となりました。

(附帯サービス関連)

自動車販売台数の増加に加え、愛知県小牧市に「グッドスピード小牧BPセンター」を出店したことにより、当事業年度における売上高は1,324百万円（前期比52.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,602百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

グッドスピード大府有松インター買取専門店  
グッドスピードMEGA 大垣店  
グッドスピードMEGASUV 知立店

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充  
MEGA 専門店（愛知県東海市）

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、平成31年4月24日に、公募増資により550,000株の新規株式を発行し、708百万円の資金調達を行いました。また、令和元年5月27日に、第三者割当増資により82,500株の新規株式を発行し、106百万円の資金調達を行いました。

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,590百万円のシンジケートローン、総額1,300百万円のコミットメントライン契約及び総額2,200百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

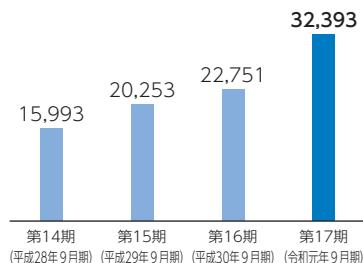
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

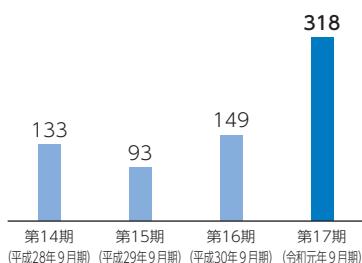
区 分	第14期 (平成28年9月期)	第15期 (平成29年9月期)	第16期 (平成30年9月期)	第17期 (当事業年度) (令和元年9月期)
売上高(百万円)	15,993	20,253	22,751	32,393
経常利益(百万円)	133	93	149	318
当期純利益又は当期 純損失(△)(百万円)	△209	76	91	193
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	△232.53	85.43	101.42	165.28
総資産(百万円)	7,353	7,679	9,379	12,672
純資産(百万円)	274	351	397	1,396
1株当たり純資産(円)	304.70	390.14	441.56	911.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産については、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は平成30年12月28日付で普通株式1株につき150株の割合をもって株式分割を行っております。第14期(平成28年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株あたり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、第14期以降の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

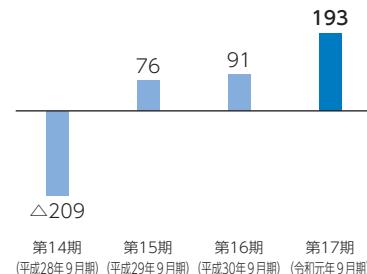
### 売上高 (単位：百万円)



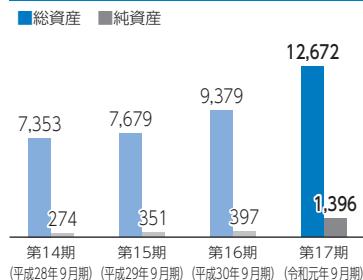
### 経常利益 (単位：百万円)



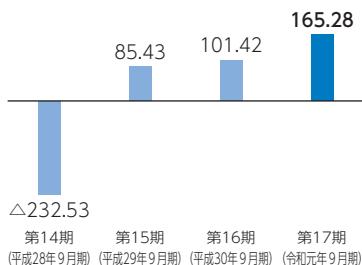
### 当期純利益又は当期純損失(△) (単位：百万円)



### 総資産/純資産 (単位：百万円)



### 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



### 1株当たり純資産 (単位：円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ①既存店の収益性向上

当社は国内の中古車販売市場が伸び悩むなか、「SUV販売台数日本一」をスローガンに掲げ、「店舗数の拡大」、「カーライフサポートの拡充」及び「組織体制の強化」などの経営戦力を推進し、着実に販売台数を拡大してきておりますが、競争が激化するなかで今後も収益を確保し続けるためには、販売シェアを拡大していくことが必要であると認識しております。引き続き車両販売のみならず、附帯商品及びサービスの販売、自動車保険、車検・整備やレンタカーなど、顧客のカーライフをトータルサポートできるサービスの充実を図ることで、既存店の収益性向上に努めてまいります。

#### ②新規出店戦略

当社の持続的成長のためには、前記の既存店の収益性向上に加え、新規出店は必要不可欠であります。

新規出店につきましては、マーケティングの強化を行い、今後も計画的に出店を進めていく方針であります。計画的な出店を実現するため、ビジネスモデルを確立・洗練するための取り組みを積極的に行い、また滞りなく出店するための資金を確保するため、金融市場及び金融機関からの資金調達・借入を考えており、中期事業計画に沿って資金計画を綿密に策定し、金融機関とは良好な関係性を維持しつつ実行していく方針であります。将来を踏まえた中古車販売店のモデルとしては、商品保証・整備や商品の品質強化など、同業他社との差別化を図るうえで、顧客に対してのサービスコストはより上昇していくものと考えております。

そのため、既存店で培った当社の強みを活かしつつ、現在展開しているSUV・4WD、ミニバン、輸入車以外の新しい専門店特化型店舗展開の試みも検討に入れながら、全社としてより収益性が高まるよう、店舗開発のローコスト化などに取り組み、収益性アップに努める考えであります。

#### ③仕入ルートの開拓

当社は、仕入の大半をオートオークション会場からの仕入に依存しております。一般的な中古車流通市場は、新車ディーラーや中古車買取専門店及び中古車買取販売店が消費者から買取をした中古車をオートオークションへ出品します。そのオークションに出品された中古車を中古車小売販売店が落札し、落札できた中古車を消費者へ販売します。当社は、独自の評価基準を満たした車両のみ応札するほか、落札した車両に対しては第三者機関による鑑定を受けることで、良質な車両の確保に努めております。但し、今後販売台数を増やしていくなかで、品質及び数量の双方で十分な仕入を確保することが課題と認識しており、オートオークションに依存しない仕入ルートの開拓を進めております。

#### ④人材確保と育成

当社の成長を支える重要な要素として、人材確保と育成は不可欠であります。当社は代表取締役社長が採用活動に積極的に参加し、新卒説明会には可能な限り出席しております。また退職防止のため給与体系・評価制度の見直し、労働環境改善、福利厚生の実施に向けた取り組みなどを積極的に進めております。

CS（顧客満足度）やブランド力向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要不可欠であります。当社では人材育成にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（OJT）を重視するとともに、授業形式の従業員研修も導入しております。現場研修を重ねることにより、社員が自身の業務内容を把握し、会社の方針を理解したうえで、自己成長目標を設定できることを狙いとしております。専門店展開をしていることも、販売スタッフの専門性向上につながっております。

#### ⑤販売後のサポート体制を含めた顧客管理体制の整備

当社は、顧客へのアンケートの実施、専門オペレーターを配属したコールセンターの体制強化、更に顧客満足度のより高いサービス提供につなげられるよう、集約した顧客情報を分析する専門部署を設けることにより、顧客との関係性強化を図っております。当社が提供する保証商品は保証期間を1年間から3年間まで、顧客に選択していただき、故障等の車両の受入は当社及び最寄りの整備工場で受付可能な体制を採っております。またサービス内容は、エンジンやミッション、ブレーキ機構、パワーステアリング機構、エアコン機構など300部位以上の充実した保証体制を整備しております。常に顧客目線でのサービス提供ができるよう、顧客の意見を参考にし、当社で販売する保証商品のサービス内容に磨きをかけるとともに、販売後のサポート体制を充実させることを今後の課題と考えております。

#### (5) 主要な事業内容（令和元年9月30日現在）

自動車販売及びその附帯事業

## (6) 主要な営業所及び工場 (令和元年9月30日現在)

本 社	名古屋市東区
店 舗	プレミアム名古屋本店 (名古屋市名東区) 中川・港SUV専門店 (名古屋市港区) 春日井ミニバン専門店 (愛知県春日井市) 小牧ミニバン・ハイエース専門店 (愛知県小牧市) 安城ミニバン専門店 (愛知県安城市) 岐阜SUV専門店 (岐阜県岐阜市) 豊橋ミニバン専門店 (愛知県豊橋市) SPORT名古屋輸入車専門店 (愛知県尾張旭市) SPORT岡崎輸入車専門店 (愛知県岡崎市) UNITED MINICARS (名古屋市名東区) 四日市ミニバン専門店 (三重県四日市市) 四日市SUV専門店 (三重県四日市市) SPORT三重MINI専門店 (三重県津市) 浜松SUV専門店 (浜松市西区) 緑SUV専門店 (名古屋市緑区) MEGA SUV春日井店 (愛知県春日井市) MEGA 大垣店 (岐阜県大垣市) MEGA SUV知立店 (愛知県知立市) 大府有松インター買取専門店 (愛知県大府市)
整備・钣金・車検工場	マツハ車検名古屋守山店 (名古屋市守山区) 中川BPセンター (名古屋市中川区) 春日井BPセンター (愛知県春日井市) 小牧BPセンター (愛知県小牧市)

## (7) 従業員の状況 (令和元年9月30日現在)

サービスの名称	従業員数 (人)	前事業年度末比増減
中古車販売	218	61名増
自動車買取	10	2名増
整備・钣金	34	3名増
保険代理店	11	5名増
レンタカー	3	-
管理部門	64	13名増
合 計	340	84名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 従業員数が最近1年間において、84名増加したのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (令和元年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	1,700百万円
株式会社三井住友銀行	1,000
株式会社広島銀行	508
株式会社三菱UFJ銀行	500
株式会社りそな銀行	500
株式会社商工組合中央金庫	443
株式会社三重銀行	379
株式会社北陸銀行	333
株式会社日本政策金融公庫	333
三井住友信託銀行株式会社	300

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計11行からの協調融資によるものであります。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成31年4月25日付をもちまして、当社は株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (令和元年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 3,600,000株

(注) 1. 平成30年12月28日付にて実施した株式分割（1株を150株に分割）により発行可能株式総数は1,192,000株増加しております。

2. 平成30年12月26日に決議された株主総会決議に伴い、平成30年12月28日付で発行可能株式総数は2,400,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 1,532,500株

(注) 1. 株式分割（1株を150株に分割）の実施により、発行済株式の総数は894,000株増加しております。

2. 公募増資により、発行済株式の総数は632,500株増加しております。

(3) 株主数 631名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
加藤久統	450千株	29.3%
株式会社ANELA	450	29.3
ゴールドマンサックスインターナショナル	97	6.3
野村證券株式会社	77	5.0
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	51	3.3
荒瀬正和	40	2.6
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	37	2.4
MSIP CLIENT SECURITEIES	31	2.0
柏木拳志	15	1.0
カブドットコム証券株式会社	12	0.7

(注) 1. 持株比率は小数点2位以下を切り捨てて計算しております。

2. 自己株式は保有しておりません。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		平成30年9月29日
新株予約権の数		163個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,450株
新株予約権の払込金額		293円
権利行使期間		令和2年10月1日から 令和7年9月30日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	新株予約権の数 163個 目的となる株式数 24,450株 保有者数 2人
	取締役 (監査等委員)	—

(注) 新株予約権行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
2. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
3. その他の条件は、取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役の氏名等 (令和元年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤久統	
常務取締役	横地真吾	
取締役	平松健太	営業本部長
取締役(常勤監査等委員)	三津川康之	
取締役(監査等委員)	保坂憲彦	保坂事務所代表
取締役(監査等委員)	平田伸男	旭合同法律事務所所属

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)三津川康之氏、取締役(監査等委員)保坂憲彦氏及び取締役(監査等委員)平田伸男氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)三津川康之氏及び取締役(監査等委員)保坂憲彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(常勤監査等委員)三津川康之氏は、長年にわたり上場会社の監査役を務めてきた経験があります。
  - ・取締役(監査等委員)保坂憲彦氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 取締役(監査等委員)平田伸男氏は、弁護士であり法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 三津川康之氏を常勤の監査等委員として選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、内部監査室等と監査等委員会との十分な連携を可能にするためであります。
5. 当社は、取締役(常勤監査等委員)三津川康之氏及び取締役(監査等委員)保坂憲彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監査等委員である取締役を除く。）	3名	85百万円
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	6 (6)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (3)	2 (2)
合 計 （うち社外役員）	9 (6)	94 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成30年12月26日開催の第16期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成30年12月26日開催の第16期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 平成30年12月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役3名全員は監査等委員である取締役に就任しております。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額7百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く）3名に対し7百万円、監査等委員である取締役1名に対し0百万円（うち社外取締役1名に対し0百万円））。
6. 支給人員については、延べ人数を記載しております。実際の支給対象者は6名（うち社外役員3名）であります。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）保坂憲彦氏は保坂事務所の代表であります。保坂事務所と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）平田伸男氏は、旭合同法律事務所に所属しております。なお、当社は旭合同法律事務所と顧問契約を締結しております。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (常勤監査等委員) 三津川康之	当事業年度に開催された取締役会18回のうち監査役として4回、監査等委員である取締役として14回出席しました。また当事業年度に開催された監査役会4回のうち4回、監査等委員会10回のうち10回出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また監査役会及び監査等委員会において業務監査ならびに内部統制監査について適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 保坂憲彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち監査役として4回、監査等委員である取締役として14回出席しました。また当事業年度に開催された監査役会4回のうち4回、監査等委員会10回のうち10回出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において、当社の経営システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 平田伸男	当事業年度に開催された取締役会18回のうち監査役として4回、監査等委員である取締役として14回出席しました。また当事業年度に開催された監査役会4回のうち4回、監査等委員会10回のうち10回出席いたしました。 弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人A & Aパートナーズ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）といたしましては、平成30年12月26日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

#### (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- I 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、役員・社員への周知徹底を行う。
- II 「コンプライアンス管理規程」を制定し、役員・社員への継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行う。
- III 「内部通報規程」を制定し、問題の早期発見に努める。

#### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- I 「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理する。
- II 取締役及び監査等委員は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- III 各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示する。
- IV 個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」を明示させ、周知徹底する。

#### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努める。
- II リスク・コンプライアンス委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行う。
- III 緊急事態発生の際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

#### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて適時臨時に開催する。
- II 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を制定し、効率的に職務を遂行する。

- (e) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- I 監査等委員が、監査等委員会における審議のうえ、その職務を補助すべき使用人を要請する場合は、取締役会で協議のうえ、人数及び権限等を決定し、監査等委員の職務を補助するものとして任命する。この場合には当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼任しないこととする。
  - II 当該使用人への人事評価・異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (f) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- I 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は業務又は業務に与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - II 監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができる。
- (g) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- I 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図る。
  - II 監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。
  - III 監査等委員は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

毎月開催している経営連絡会や取締役会で法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、一般のホットラインとは別に女性専用のホットラインも設置した内部通報体制の整備や、監査等委員である取締役及び内部監査室による監査によってコンプライアンスの水準を向上させるよう努めております。

リスク管理に関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。6ヵ月に1回リスクを洗い出し、その評価、対応方針策定を行い、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。また、その概要を定期的に取締役会及び代表取締役社長に報告しております。

監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査等委員会を開催しているほか、内部監査室や会計監査人との情報交換や代表取締役社長との定期会合を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。なお、当社は取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、内部留保資金の用途につきましては、事業を拡大させるための資金として投入していくこととしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株あたり10円（配当性向7.9%）としております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (令和元年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	当期	科目	当期
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,377,099</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,857,780</b>
現金及び預金	1,654,689	買掛金	492,327
売掛金	649,837	短期借入金	5,669,020
商品	5,190,883	1年内償還予定の社債	131,000
貯蔵品	1,683	1年内返済予定の長期借入金	840,248
前払金	610,949	リース債務	60,907
前払費用	111,974	未払金	101,505
短期貸付金	644	未払費用	142,916
その他	156,436	未払法人税等	167,576
<b>固定資産</b>	<b>4,295,806</b>	前受金	1,090,211
<b>有形固定資産</b>	<b>3,633,948</b>	預り金	41,656
建物	1,786,249	賞与引当金	73,700
構築物	384,624	役員賞与引当金	7,300
機械及び装置	47,888	その他	39,409
車両運搬具	292,634	<b>固定負債</b>	<b>2,418,711</b>
工具、器具及び備品	127,873	社債	150,000
土地	590,294	長期借入金	1,822,194
リース資産	200,391	リース債務	242,071
建設仮勘定	203,990	資産除去債務	15,170
<b>無形固定資産</b>	<b>77,706</b>	長期前受金	189,275
ソフトウェア	7,935	<b>負債合計</b>	<b>11,276,492</b>
リース資産	69,741	<b>純資産の部</b>	
その他	28	<b>株主資本</b>	<b>1,396,413</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>584,152</b>	<b>資本金</b>	<b>437,330</b>
出資金	190	<b>資本剰余金</b>	<b>407,330</b>
保証金	436,643	資本準備金	407,330
長期前払金	31,926	<b>利益剰余金</b>	<b>551,753</b>
長期前払費用	2,221	利益準備金	5,400
繰延税金資産	56,663	その他利益剰余金	546,353
その他	56,507	特別償却準備金	21,354
<b>資産合計</b>	<b>12,672,905</b>	繰越利益剰余金	524,998
		<b>純資産合計</b>	<b>1,396,413</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>12,672,905</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	当期
売上高	32,393,959
売上原価	28,167,826
売上総利益	4,226,133
販売費及び一般管理費	3,820,899
営業利益	405,234
営業外収益	50,367
受取利息	966
受取配当金	1
受取手数料	10,005
保険金収入	29,119
助成金収入	1,123
協賛金収入	30
その他	9,121
営業外費用	137,520
支払利息	92,858
支払手数料	39,798
その他	4,863
経常利益	318,082
特別利益	691
固定資産売却益	691
特別損失	2,593
固定資産除売却損	2,593
税引前当期純利益	316,179
法人税、住民税及び事業税	138,695
法人税等調整額	△15,865
当期純利益	193,349

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和元年11月18日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 齋藤 晃 一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺田 聡 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グッドスピードの平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果について、以下のとおり報告します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に下記の方法で監査しました。

- 1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全店舗において業務及び財産の状況を調査しました。
- 2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

令和元年11月19日

株式会社グッドスピード 監査等委員会

常勤監査等委員 三津川 康 之 ㊞  
 (社外取締役)  
 監査等委員 保坂 憲彦 ㊞  
 (社外取締役)  
 監査等委員 平田 伸男 ㊞  
 (社外取締役)

以上